

## 平成 21 年度 第 2 回規制改革会議 議事録

1. 日時：平成 21 年 6 月 5 日（金）10:00 ～11:30
2. 場所：永田町合同庁舎 1 階共用会議室
3. 出席者：  
（委員）草刈隆郎議長、八田達夫議長代理、浅見泰司、有富慶二、安念潤司、翁百合、中条潮、  
富山和彦、福井秀夫、本田桂子、松井道夫、米田雅子 各委員、  
安藤専門委員  
（政府）甘利大臣、宮澤副大臣、岡本大臣政務官  
（事務局）私市規制改革推進室長、吉田参事官、越智企画官、岩村企画官、山本企画官
4. 議題：平成 21 年第 12 回経済財政諮問会議における規制改革の議論について  
当面の調査・審議の進め方について 等  
規制改革会議の運営方針の改定について 等
5. 議事録

○草刈議長 定刻になりましたので、まだ来ておられない方もありますが、今年度の第 2 回目の「規制改革会議」を開催したいと思います。

本日は、大変お忙しい中、甘利大臣、宮澤副大臣、岡本政務官おそろいで御出席をいただいております。甘利大臣におかれましては御多忙の中、毎回熱心に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、12 名の委員が出席の予定で、今、来ておられない方が 2 人ばかりおられますが、もうじき来られると思いますので、始めたいと思います。

まず私から 1 点、初めに御報告をさせていただきます。お手元に今日の議題等があると思いますが、最初に御紹介をさせていただきたいのですが、従来から住宅・土地の専門委員として長らく調査、審議に御参加をいただいております東京大学空間情報科学研究センターの教授でいらっしゃる浅見泰司先生ですが、白石先生がお辞めになったので、その後任という形で 5 月 11 日付けで委員に御就任をされました。浅見先生から一言ごあいさつをお願いできればと思います。

○浅見委員 ただいま御紹介いただきました浅見と申します。どうぞお願いいたします。

私は住宅・土地とか教育・研究の方で専門委員としてやっておりましたけれども、このたび委員になることになりました。微力ですが、何か貢献できればと思います。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○草刈議長 どうもありがとうございました。それでは早速、議事に入りたいと思います。今日は結構盛りだくさんなので、議事進行に御協力お願いいたします。

まず議題 1 でございますけれども、甘利大臣と私とが臨時委員として先月 19 日に、平成 21 年 12 回目の経済財政諮問会議に出席をいたしまして、規制改革についての議論の概要について御報

告をさせていただきます。

「規制・制度改革」を議題ということで、諮問会議の民間委員の方、甘利大臣、それから、私の方からお手元の資料を基に説明をいたしまして、その後は自由討議ということで、構造改革特区あるいはナースプラクティショナー等々について、いろんな御意見あるいは御提案がございました。

最後に総理から、甘利大臣と私に対して基本方針 2009、これは骨太でございますが、それに向けてそのときの議論を踏まえて、検討・調整をお願いしたいという御指示がございましたことを御報告いたします。

甘利大臣もそのとき御出席をいただいており、今日お見えでございますので、今後の検討課題も含めて御意見をちょうだいできればと思います。よろしくお願いを申し上げます。

○甘利大臣 おはようございます。まず、規制・制度改革の基本的な考え方について述べさせていただきます。

資源もない日本が今後とも持続的発展を図るためには、国際競争力の強化が不可欠でありまして、内需は勿論大事なのでありますけれども、外需も獲得できる強い産業を育てて、新たな富を蓄積していくことが不可欠であります。

このような観点から、イノベーションの発揮や生産性の向上を妨げる規制・制度については、大胆に見直しをしていく必要があります。

また、内需の振興につきましては、医療、介護、保育など、増大する社会的ニーズが現実の需要や雇用として顕在化するとともに、新たなイノベーション、競争力強化につながっていくような規制・制度改革という視点が必要であります。

こういった視点から、まず1としてライフサイエンスなど先端産業分野での規制・制度改革、2点といたしまして、競争力強化に向けての取組みに対しては、実証実験等を通じて規制・制度改革の必要性を明らかにしていくことも有効であります。3点として、人材育成分野での規制・制度改革が重要な取組テーマと考えております。また、ITの利用を阻害している規制の見直しも取り組まなければなりません。

会議におかれましても、これらの観点から精力的な調査・審議をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。私といたしましても、議長を始め委員の皆様と密に連携をとりながら改革に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○草刈議長 どうも大変ありがとうございました。

宮沢副大臣、岡本政務官もおいでになっておられます。何か御助言でもありましたらどうぞ。

○宮沢副大臣 特にございません。

○草刈議長 よろしゅうございますか。どうもありがとうございます。

それでは、次にお手元の資料2をごらんいただきたいと思います。本案は諮問会議での議論を踏まえて、その中で私どものこの会議がやらなければいけないというタスクを取り上げたものでございます。事務局から簡単に御説明をお願いします。

○吉田参事官 御説明させていただきます。まず先ほど大臣の方からもございました「ライフサ

イエンスなどの先端産業分野での規制・制度改革」でございますが、特にライフサイエンスに関しましては昨日、日本再生医療学会から甘利大臣にこれまでの答申、3か年計画に対する御礼と、さらなる改革に向けての御提案というのがあったところでございますが、これにつきましては引き続き医療TFでということでございます。

それから、諮問会議でもございましたが、これから成長戦略を実行に移していくわけですが、そこで明らかとなった規制・制度改革のテーマにつきましては、能動的に会議としてお取り上げいただき、必要に応じて関係TFで御対応いただくということでしょうか。

2点目でございますが「人材育成分野での規制・制度改革」。まず諮問会議でも大きな議論になりました「ナースプラクティショナー（NP）など専門性を高めた新しい職種の導入」でございますけれども、本件につきましては大分県立看護科学大学が既に特区提案を行ってございまして、構造改革特区の推進本部評価・調査委員会と医療TFで合同審議ということで予定されてございまして、引き続き医療TFで取り組んでいただく。

「医療クラーク等の普及促進」についても、同じく医療TFでお願いいたします、ということでございます。

「介護・保育分野における職業能力評価制度の導入」でございますが、これにつきましては介護分野で調査審議をいただくのでいかかということでございます。

「外国高度人材誘致に向けた優遇制度の創設」でございますが、これは内閣府の高度人材受入推進会議で取り組んでいる課題でございますけれども、当会議の海外人材TFでも適宜フォローしていただけたらいかか、ということでございます。

次のページに移らせていただきます。大臣から御提言いただいた「ITの利用を阻害している規制の見直し」でございますが、本件につきましては同じくIT戦略本部の方でも「デジタル新時代に向けた新たな戦略」というのを策定中ございまして、その中で同じような問題意識から重点点検を実施したいということを検討中ございまして、規制改革会議とIT戦略本部で連携しながらやっていく。当会議においてはIT・通信TFに御担当いただき、各TFとも連携の下に対応をいただくということでしょうか、ということでございます。

4番目でございますが、地方関係に関するテーマも諮問会議でいろいろ御議論されたところがございますけれども、草刈議長の方から御提案がありました構造改革特区とのさらなる連携の強化につきましては、これまでも連携に努めてきたところでございますが、ナースプラクティショナー、先ほど御説明したような案件をリーディングケースとして、合同審議などで具体的な連携を進めるということでしょうかということでございます。

「自治体による『地方版規制改革会議』の設置の要請」それから「国がガイドライン・通知等で自治体に対して規制改革の実施を要請した事項に関する実施状況の調査・公表（フォローアップ）」でございますが、本件につきましては諮問会議でも鳩山総務大臣から御発言がございましたけれども、地方分権、地方自治法との関係なども踏まえながら、基本的なところにつきましては基本ルールで。また、地域活性化TFとも連携しながらお取り組みいただければいかか。

最後でございますが「地方空港の活性化」につきましては、引き続き航空・空港TFでお取り

組みいただくということでしょうか。

以上でございます。

○草刈議長 ありがとうございます。今のは要するに、この前の諮問会議で出た案件で、今、我々が今やっているものと重複する部分も多いんですけども、それも含めて各TFでフォローアップをしていただきたいということでございます。

これについて何か御質問とか御意見がございましたら、どうぞお願いします。よろしいですか。よろしければこういう形で担当のところは決定させていただきますので、各TFの主査におかれては、本件についても精力的に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次に今日の本題でございますが「当面の調査・審議の進め方」でございます。これはまず「(1) 中間とりまとめについて」ということで、資料3を見ていただければと思います。

これは毎年この会議で去年も中間とりまとめを行い、その前もやっておるわけです。これは公表をするというのを前提にして今までもやってまいりました。ここに(案)と書いてありますが、要すれば最終答申、つまり秋以降の作業に向けての論点整理、問題提起のために、公表の扱いについては別途検討しますが、我々のやるべきことを整理して行動に移せるような体制を整えるという意味で、中間とりまとめをやるということです。

対象としましては、この4月2日に決めた運営方針の中でいわゆる集中テーマとした医療、介護、保育、農林水産、住宅・土地、航空・空港、それから、いわゆるそれを整備するためのインフラということで雇用・労働、教育という8つについて、中間とりまとめを是非お願いをしたいということです。

ほかのTFいろいろございますので、先ほどの諮問会議のフォローアップも含めてですが、一般テーマのジャンルについては、引き続き今までのやれていないもののフォローアップ、それから、規制強化などが起こらないようにウォッチをしていくのが中心になると思いますけれども、特に必要が出てきた、あるいは必要があるものについては、中間とりまとめに入れるということは全く構いませんので、やっていただければと思います。

時期的には7月中旬を目途に会議としてとりまとめ、各省の調整もございましょうから、7月下旬には公表可能となるように取り進めていきたいと思っておるところです。きちっとまとめておいて、次の行動の基盤にするという作業は必要なので、是非それはお願いをしたいということでございます。

今、申し上げた点で何か御意見、御要望あるいは質問はありますか。一般テーマのうち、2、3の方から中間とりまとめとしてやりたいテーマがあるということをお伺いしておりますので、米田さん、本田さんからそういうお話がありましたら、どうぞ今、言っていただければと思います。

○米田委員 地域活性化TF主査の米田でございます。あじさい、もみじ要望受付で、今、集中受付月間をやっておりますけれども、去年からあじさい、もみじで出てきた重要な案件というものにつきましては、やはりこの会議は国民に開かれた会議なので、要望をちゃんと受け付けて、その中で重要なものは鋭意取り組んでいるという姿勢を示すためにも、そういった寄せられた要望の中の特に重要なものについては、幾つか中間とりまとめに上げさせていただけたらと思っ

おります。

○草刈議長 それは是非やっていただいた方がいいと思いますし、あじさいの話は後でお願いします。

本田さん、何かありますか。

○本田委員 環境TFにおきましても、幾つか環境の改善、CO<sub>2</sub>削減に資するものに加えまして、環境という切り口から日本の技術革新に資するもの、その辺りまでおっしゃっていらっしゃると拡大解釈させていただきますと、これは大臣もおっしゃっているようなライフサイエンスにとどまらず、あると思っておりますので、ここに関しても幾つか、たくさんではありませんが、やらせていただければと思っております。

○草刈議長 やっている最中にまた出てくるような話もあると思っておりますので、その辺は遠慮なさらずにどうぞやってください。要するに、エネルギーの集中という意味で8つのテーマを決めただけですから、その辺は誤解のないようお願いをしたいと思います。

よろしければ、そういうことでやらせていただくということで、決定をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

中条委員、どうぞ。

○中条委員 一般テーマについて1枚程度で結構ですので、項目だけは入れておいて一覧表をつくっておいた方が、何もやっていないということにはならないと思っております。

○草刈議長 それは是非きちっとやった方がいいと思います。特にテーマがなくてもやりたいと思っております。ただ、新しい取組みをみんなで一斉にやってくださいと言ってやると、またエネルギーが分散してしまうという意味だけでございます。

それでは、そういうことで決めさせていただいて、今のお話も頭に入れてまとめたいと思っております。

中間とりまとめに向けた骨子（案）ということで、資料4に皆さんに8つのテーマについて書いていただいています。今は中間とりまとめについて審議中ということなので、資料4、それから、当該部分についての議事録は当面の間非公表ということにさせていただきますので、御理解を賜りたいと思っております。よろしく願いいたします。

前回の第1回の会議でも各TFから取組課題について、大ざっぱな話はしていただきましたので、今回はもう少し突っ込んだ形で、なおかつ簡潔に5分ずつぐらいで各TFから御説明いただきたいと思っております。資料4を見ていただきたいと思っております。

まず松井さんから医療について、お願いします。

○松井委員 それでは、資料4の最初に載っています「医療TF 当面の課題と方向性」をごらんください。裏表2ページになっていますけれども、前から御説明しておりますように、医療TFが一番必要と考えていますのは「質の医療」、その追求に尽きると思っております。現在の医療制度はその骨格が戦後つくられたものであり、当初は大いに役割を果たしたのですが、現在では患者のニーズから乖離してしまっているということで、患者が求める医療、すなわち「質の医療」を実現するということです。

重点取組課題として取り上げたのが「1. 医療のIT化の推進」「2. 医療制度の仕組みの再構築」「3. 産業としての医療の高度化、活性化」の3つです。

各項目の詳細は資料記載のとおりですが、最初の「医療のIT化の推進」については、レセプト様式の見直しを始めとして、医療に関する情報を収集、公開、活用できるような体制を整備していくということです。

例えば、本日、たしか日経に載っていたのだと思いますけれども、厚労省は後期高齢者医療制度の「別建て」診療報酬を廃止する方針とのこと。その柱の一つだったのが定額制です。これは医療の根幹に関わる問題なんですが、このベースになるのが、標準的医療を行うためのEBM (Evidence-based medicine) であり、これにはやはりIT化によってデータを集積するのが前提となります。そういう意味で、IT化の推進というのは、「質の医療」を追求するために一番ベースになるということだと思います。

2番目の「医療制度の仕組みの再構築」ですが、まず、医師不足対策の意味も含めて、医療の供給体制を考え直さなければいけない。例えば医師以外でもできることは看護師等に任せて、医師にはより専門性の高い業務に特化してもらおう。医師に過度な負担がかかっている状況を改善するということです。諮問会議でも取り上げられたナースプラクティショナーなど進展の機運が高まっておりますので、お手元の資料の「中間とりまとめに向けたロードマップ」に記載しておりますように、特区の評価・調査委員会と合同審議を行うなど、特区とも連携して進めていくことを考えております。

3番目の「産業としての医療の高度化、活性化」ですが、これについては、昨日、甘利大臣に、日本再生医療学会から再生医療分野の規制改革について要望があったと聞いております。この産業化というのは、日本の知財の典型例である医療においても当然あってしかるべきなので、大臣のお力もお借りして進めていきたいと思っております。

以上です。

○草刈議長 次に、有富主査から介護です。

○有富委員 介護TFの考え方について御説明をします。

介護も2ページにわたって4つの項目を挙げておりますけれども、これを説明する前に、最近の活動状況を御説明しておきます。4月2日の本会議後に公式のヒアリングは5回行いました。今日の午後もあります、ようやく少し整理がついてきたという状況です。

どうやら基本のところというのは、先ほど松井さんからお話があったように、医療保険制度と比べると後からできた介護保険制度の方がはるかに進んではいるんです。例えば混合介護はOKだとか、オンライン請求とか、そういうことはやられているのだけれども、根本的なところでは、昔あった措置制度と新しく入れた保険制度との切り替えがどうもまくいなくて問題が残っている。そこで問題が発生しているのだけれども、このまま放置しておく、2025年のいわゆる団塊の世代が75歳辺りになって介護の需要が増えるときに、制度が多分もたなくなってしまうということがあるので、それまでの間に時間をかけて直していかなければいけないというのが、多分ベーシックな課題なんだろうと、今のところそういうイメージです。

個別の課題はここに4つに分けて書いてありますけれども、まず1つは利用者側から見た課題です。総量規制だとか、あるいは民間事業者の参入。特に特養は社会福祉法人のみにしか認められていないわけで、40万人とかと言われている待機者のほとんどは特養に入りたい人たちなんだけれども、昔の特養というのは福祉だから、お金を持っていない人が優先的に入っていたんですが、保険制度になってからは要介護度の高い人が入るので、例の群馬県みたいな状況になってしまふ。それから、介護サービスに係る業務の効率化といった問題があります。

2つ目のサービスの質の更なる改善というのは、勿論行政が不正をチェックするのは当然なんだけれども、これを定量的にやろうと思うと、不正防止に意識が行き過ぎて、生産性の悪い状況のところでは数字を抑える。例えばケアマネージャーの扱う件数を、何件以上にはしてはいけない。だけれども、能力のある人はもっとできるので、生産性が本当は上がらなければいけないんですが、それを止めてしまっているみたいな制度があるので、ここはやはり直していかなければいけない。また、新しい仕組みもつくらなければいけない。主にそういう感じです。

3つ目の介護人材の問題は、介護福祉士の資格を持った人でも20万人ぐらい就業していない。これはなぜなのか。やはり先ほどの生産性の問題もあって、お給料ということもあるんです。そこで、3の「資格要件の在り方」の3つ目の・に諮問会議で提案されている、職業能力評価制度の検討についても入れてあります。

4番目の問題は、保険者である自治体によって物すごくギャップがある。あるいは自治体によって物すごく行政のやり方に差がある。例えばある行政などだと、県ですけれども、例えば30万円の利用限度額の人が20万円をちょっと超えるころになると嫌味が入るとかということもあって、その辺も行政のやり方について整合性のあるような形にしなければいけないとか問題はたくさんあります。

各論はそれぞれやっていきますけれども、どちらにしてもきちっと中間とりまとめまでには、まとめていきたいと思っています。以上です。

○草刈議長 ありがとうございます。

続いて、翁先生から保育をお願いします。

○翁委員 保育TFの当面の課題と方向性ということで御報告いたします。

大きく3つにまとめておりますが、1つ目が「抜本的な保育制度改革と現行制度における運用改善」。これは認可保育所制度を中心とする制度の改善で、2つ目が認定こども園や保育ママ、病児・病後保育サービスといったところについての改善、3番目が「保育士資格制度」ということでございます。

まず1つ目の認可保育所制度を中心とする保育制度改革でございますけれども、本当に現状待機児童の問題が深刻になっておりまして、とにかく質と量の拡充というのは、従来よりも非常に切実な問題になってきていると思います。現在、厚労省の方でも議論が進んでおりますが、それに関して、やはりこちらから適切に意見を言っていきたいと思っております。

「新たな保育制度の詳細設計について」というところがございますが、直接契約方式の導入とか「保育に欠ける」要件の見直しということについては、厚労省も少し取り組み始めております

けれども、2つ目の○の「利用者補助方式への転換」について、私どもとしては認可保育所に機関補助をするという発想ではなく、広く保育サービスの利用者への補助へ変えていくという方向で、進めてまいりたいと思っております。

2つ目は、認可保育所についての参入が、社会福祉法人と市町村以外では極めて限られているという問題がございます、ここにも書いてございますけれども、社会福祉法人と市町村以外では数%に過ぎない。株式会社もほとんど入っておらず、ここについては幾つかいろいろな課題が残っておりますので、ここについてのイコルフットィングを早急を実現するようにしていきたいと思っております。

保育所の最低基準の見直しも私どもは求めてまいりましたのですが、この間ヒアリングをしたところでは、当会議が求めてきた科学的、実証的な検証とは隔たりがあり、また、面積基準しかチェックをしていないということでございまして、ここについても引き続き取り組みを促すと同時に、地域の実情に合ったものに考え直していく方向で議論を進めてまいりたいと思います。

そのほかにも認定こども園制度の見直し、保育ママの拡充、これは特に保育に欠ける児童に限定しておりますことと、保育ママの資格要件についての緩和などを進めてまいりたいと思います。

「病児・病後児保育のサービスの拡充」というのも、圧倒的にここはサービスが不足しておりますので、例えば補助金交付に関する職員配置基準の緩和なども含めて、早急に対応してまいりたいと思います。そのほか「放課後こどもプラン」の見直しも求めてまいりたいと思います。

「保育士資格制度」につきましても、特に保育士養成施設における科目の見直しとか、保育経験のある多様な人材がもっと保育現場に入りやすくなるように、例えば認可保育所などでは保育士や看護師などの要員の配置が非常に高水準で求められていますけれども、認証保育所では例えば6割でも事業として運用できるようになっていますので、そういったところの緩和も含めて保育士不足の問題について取り組んでまいりたいと思います。

今までやってまいりましたのは、先ほど申し上げました最低基準の見直しについて、厚労省と意見交換をいたしましたのと、5月に民営化で成功しています山形県の東根市の視察、待機児童が横浜と並んで非常に多い仙台市の独自の取組みなどについて、視察とヒアリングをしてまいりました。

今後は事業所内の保育についても、近年かなり広がってきておりますので、事業所内保育を委託されている事業者からヒアリングすることを、今月の半ばに予定しております。

以上でございます。

○草刈議長 ありがとうございます。

農林水産業について八田先生からお願いします。

○八田委員 農林水産業というのは農業の中に酪農も含めましたので、基本的に4つの分野です。この中で酪農、林業、水産業というのは比較的外から今まで余り言われなかった分野で、政策課題が山積していると言えると思います。それだけに、うちの会議でいろいろ問題提起をすることの必要性が非常に大きい分野です。

農業は御存じのように散々議論されているわけですが、議論されているだけにそこは政治的に



も難しいし、ちょっと筋道がわかりにくくなっている分野もあると思います。私どものTFとしては、実際の政策手段が政策目的に照らして、本当に適切なものであるかどうかを検証するという立場で農業政策には向かっています。

これまでやったこととしては、分野が多いので非常に数多くのヒアリングをしましたが、特に学者、コンサルタントだけではなくて、まぐろ漁船の経営者、水産加工会社とか、酪農では乳業メーカーだとか、それに対してある意味で非常に意見の異なる酪農農家とか、そういうところを随分お呼びしております。

内容ですが、9ページの「農業分野」で「米の需給調整システムの見直し」ということです。これについては今、政府で審議中ですから、これ自体について現在、政府の方をお呼びしてヒアリングということで意見を交換することはしません。私どもの観点からは、産地の向き不向きにかかわらず、全国一律の調整がなされていることが問題だと思います。政策目的が値段を上げることにあるならそれは認めるとして、それが非常に無駄な方法で行われている。だから、いろいろなアイデアをこれから出していくときに、これが地域ごとの判例に対する向き不向きに合わせた調整ができるようになるかどうか、そこに注視していきたいと思います。

「農地政策の見直し」については、この間農地法が改正されたばかりですので、一段落したと思います。しかし、実際の運用で株式会社も借りられるようになったけれども、本当にそれが借りられるようになるか。差をつけられるようなことがあってはならないと思いますので、そういうことを注意します。それから、農業生産法人になるには農業関係者が半分以上を占めなければいけないとあるんですが、長年やっていた株式会社がいつまで経っても農外者として扱われるべきなのか。そういうような定義の問題がございまして、そういうところも追っていききたいと思います。

10ページの「食料自給率」ですが、食料自給率が非常に大きな政策課題になっていますが、これの最終目的は何か。例えば食料安全保障のためだというのならば、捨てている膨大な食品があるわけですし、飼料米に使われているようなものを、いざというときにどう使えるかという観点も必要です。したがって、食料自給率という目標自体に最終的な政策目的との整合性のとれた形で構築してほしいし、そういう形での政策目標の周知をしてほしいということをおっしゃっております。

12ページ「9. 米の品種等の表示制度の見直し」ですが、新しい米の品種ができたときに、県ごとに、目で見たりにおいをかいたりするような形での品種検査をして認定しているんですけども、DNAでやるというのが我々の主張です。これについてDNAでやったら合理的だと思うんですが、そうすると各県の検査機関の人たちはそれで職を失うわけですし、今までのそういうシステムが全部崩壊してしまうわけですから、抵抗があるわけです。けれども、これは重要な問題だけに、これからもDNA鑑定を活用を促すような主張をしていきたいと思っています。

次は、13の酪農経営についてです。大手の乳業メーカーに対して酪農家が売るのは個別に売るのではなくて、県ベースの指定団体という酪農専門の大きな農協がまとめて売りますが、個々の酪農家の品質の差を考慮して値段を変えるということをほとんどなされていない。したがって、

画一的なことが行われているということなので、これについての改善をできるように図っていきたいと思います。

「全中監査の見直し」。御存じのように農協というのは非常に大きな預金を持っている金融機関なんですが、その預金者が必ずしも保護されていない。それは例えば金融庁の検査が行われていないとか、公認会計士監査がなされていないということがあります。ところが、これは非常に政治的に難しい問題で、公認会計士監査を入れるべきだと思います。少なくとも、農協監査士が公認会計士と同じような能力を持てると主張するならば、彼らの能力を改善するような方策をきちんととってほしいということを主張しております。

14番は、原則として農協がある地域で重複する第2農協を設立するための許可の手続がやたらに難しく、実際には現在の農協に飽きたらない人たちがもう一つの農協をつくることがなかなか許されていない。こういうものを透明な形でつくれるようにしたいというのが、農業に関することです。

林業に関しては治山治水の効果があるわけですが、そのために補助金が行われているんですけども、それがどういう補助をやったらどれだけの効果があって、補助金を正当化できるかという費用便益分析が余りなされていない。これをきちんとやって、治山治水に対して効果があるものに対しては十分やるし、ないものに対しては切るという方向に持っていきたい。

それから、施業集約ということが必要で、大きな基盤的な路網をつくったりするためには広域でやらなければいけないんですが、この林地の境界の情報がオープン化されていない。国有地には固有地が入り組んでいると、そこをまたいで経営することができない。不明の持ち主がいたりするときに、それがネックになるということがありますので、そういうものを解決したいと思います。

水産は例によってITQの問題を実現に向けて推進していきたいと思っておりますし、漁業権の配り方、プライオリティー付けが実に恣意的に行われているので、これをなるべくオープンなものになるように持っていきたい。とりあえずは現実はどう行われているかという調査を役所に依頼しています。

以上でございます。

○草刈議長 膨大な分野なのに短い説明時間で済みません。

次は、航空・空港について中条先生からお願いできますか。前後して済みません、何ページになりますか。

○中条委員 29ページです。航空・空港につきましては、既に規制改革会議が発足しました2年半前に、規制改革会議の意見書を提出いたしました。そこに航空・空港に関するすべての問題点、規制改革項目を網羅的に載せました。その後それを少しずつ進めていき、進んだ部分は評価をし、足りない部分を更にぎりぎりとして要求をしていくという作業を2年半ほどやってまいりました。したがって、今回の中間とりまとめにつきましても、内容的、項目的には2年半前と同じものであります。

一番重要な部分は、首都圏の空港の容量をいかに確保するかという問題です。来年2010年に

羽田に新しい4番目の滑走路が完成し、成田の2本目の滑走路が少し伸びます。それによって2010年に首都圏の可能離着陸回数は63万回が確保されることになります。

しかしながら、2030年という時期を考えますと、首都圏の航空需要は少なく見積もっても80万回必要になる。これはつい最近あるところがそういった需要予測を出しました。かなりかたく見積もっても80万回、どんどん自由化が進めば100万回必要である。どうしてもこれは足りなくなるようになります。

空港の発着枠を増やしていくという中で、2年半前から比べて少し進んだところは、成田空港の発着回数を来年22万回まで増やすと言っていたものが、30万回まで検討をするという状況になってまいりました。そういう状況であります。更に羽田も含めて首都圏の発着枠を増やしていくよう要求します。

同時に、羽田空港の国際空港としての活用、これが現在のところは2010年で3万回に制約をされておりますけれども、これを更に増やすための努力をしていきます。これをやらずに、2番目のところに書いてあります、自由化航空交渉によって、いろんな外国との間での国際航空の自由化を交渉していくわけですけれども、その交渉の内容が大変中途半端なものになってしまっています。

今、自由化交渉がどんどん進んでおまして、韓国、マカオ、シンガポール、タイといったところと自由化協定を結びました。しかし、残念ながらその中身は首都圏の空港を除くという形の自由化であります。これではほとんど意味のない自由化でありますから、そのためには首都圏の空港容量の確保がどうしても重要な課題になります。

次に、航空会社がこういった自由化された市場の中で競争をしていくことを考えた場合に、外国の安全基準、特にアメリカやヨーロッパ等の先進国における安全上の基準、これを日本でも新たに審査することなしに、先進国の基準に合格した機材や乗員を相互認証して日本でも使えるようにしていくことによって、規制のコストを減らし、日本の航空会社の国際競争力を高めましょうということも、進めてきております。これは機材については進んできております。更にこれを乗員についても、相互認証を進めていくことを今、努力をしております。

3番目に空港の管理・運営制度の在り方ですけれども、この点については残念ながら昨年、成田空港完全民営化に際しまして、成田空港に対して外資規制を入れるという国交省の提案に対しまして、規制改革会議としては大反対をしたわけでありまして、最終的には外資のみならず、日本の国内の資本についても、1つの投資家は20%までしか資本を持ってはならないという、ぎゃくに規制強化の結果となってしまいました。

したがって、成田空港を経営しようという意欲を持っている経営者たち、資本家たちを活用して成田空港の効率化を果たそうということはできなくなったわけでありまして。私も成田空港について外資がどんどん入ってきて、優秀な経営者が入ってくることになれば、その社長として雇っていただこうと思っていたわけでありまして、残念ながらそういうことは不可能になってしまいました。勿論これは冗談でありまして、私よりももっともって経営能力に長けた方々が世界にはたくさんいるわけでありまして、そういった人たちを活用することができなくなりま

す。

そこで、私たちとしましてはBプランとしまして、成田に関しては一敗地にまみれたわけでありますが、地方空港に目を向けましょうということで、地方空港の民営化を最終目標に入れながら、地方空港の活性化を考えていきたいと思っております。

ちょうど今年は静岡空港が開港しましたり、来年には茨城空港が開港したりいたします。こういった空港では年間80~100万人のお客さんを扱うという需要予測がなされていて、それに対してその需要予測は大変甘いという批判があります。しかし、私は民営化すればこのお客さんの数を少なくとも200万にすることは可能だと考えております。

したがって、地方空港の民営化を最終目標に置きながら、まずは空港別の収支を明確にしましょう。これは別の民間の団体で空港別収支が最近開示されたところでもあります。かなりの空港が赤字だという状況が示されているわけでもあります。それに対して、更にそれを支援するための措置というのが緊急経済対策で行われておりますけれども、ただお金を出すというのではなくて、効率改善に向けたお金の出し方を含めて、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○草刈議長 最後になりますが、住宅・土地、雇用・労働、教育をまとめて、福井先生から簡単に御説明ください。

○福井委員 23ページ「住宅・土地」です。当面の大きな課題としてマンション建替えの制度的枠組みの改善があります。老朽化マンションが、区分所有法等の問題のために、なかなか建替えが進まない。これを改善することで住宅投資の活性化と景気対策の面でも、多大な効果が見込まれると考えております。

同様の意味で、25ページの容積率規制の見直し。土地の面積に対する床面積の割合が、必ずしも合理的な基準によって制約を受けているわけではないという実態がございます。これについて国土省とも相談しながら、より合理化できる、より投資を促すような容積率緩和のあり方があり得るのではないかという議論をしているところです。

31ページ「雇用・労働」につきましては、昨今の雇用情勢の悪化等を踏まえ、より合理的な雇用形態が、法的あるいは法の運用上でできないかという議論をしているところです。特に解雇権濫用法理が強過ぎたり、あるいは労働者の派遣や請負、有期契約といったいわゆる正規雇用以外の雇用形態が、まま子扱いをされているといった実態が、かえって弱者をはじき出す、格差を拡大させることにつながってはしないか、という問題意識から、労働法制の運用やその在り方について、幅広く議論をしているところでございます。

続きまして36ページ「教育」です。教育につきましては、学校選択性や学力調査結果の公表等につきまして、従来より、もっと学校選択制を従来の骨太方針同様拡大する、あるいは学力テストの結果につきましても教育内容の改善のために、プライバシーには勿論配慮しつつ、集計をしたものは公表していくべきだということを主張してきたわけですが、今般の内閣府調査結果では、まさにこれを裏づける結果、すなわち、保護者の大方が選択性を望み、また、学力テスト結果も一定の集計をした上で公表をした方がいいという結果が出ております。

その他 38 ページにございますように、例えば千葉や東京でかなりの進学校であった県立、都立高校に附属の中学校を設置して、中高一貫という一種の私学で一般化してきた教育モデルに参入するという動きが見られますが、こういったいわば公立のクリームスキミング的な在り方が、適切かどうかといった議論もしているところです

以上です。

○草刈議長 ありがとうございます。これは今日の日経にも記事が出ていましたが、後でこのアンケート話をされますね。

以上で駆け足でしたけれども、御発言をいただきました。これまでの御発言について皆さん、あるいは大臣、副大臣、政務官からコメントなり御質問なりありましたら、どうぞお願いします。よろしいですか。まだ今からやりますよという段階でありますので、やりながらいろいろ議論をしたいと思いますが、とりあえずよろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは、各主査におかれましては中間とりまとめに向けて、時間も余りありませんが、積極的な調査、審議をよろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題（２）～（４）というところです。まず「公開討論等について」とございますが、これについて松井さんから説明をお願いします。

○松井委員 資料５をごらんください。「一般用医薬品の販売体制に関する公開討論の開催について」というペーパーです。その次のページに「別紙」ということで、この件に関してのこれまでの経緯があります。その次にはパブリック・コメント等の資料が付いてはいますが、前に戻って最初のページにあります通り、再来週の６月 17 日に、この件について公開討論をしたいと思っております。いわゆる医薬品のネット販売については、「別紙」にある通り、去年 10 月に公開討論を行いまして、その後、規制改革会議としての見解も公表しております。

甘利大臣にも舛添大臣と折衝していただき、通信販売について再度検討するための検討会も開かれたのですが、結論が出ないまま、厚労省事務局の一方的な経過措置だけ設けられて、そのまま 6 月の改正薬事法全面施行となったことについて、担当である医薬食品局長を招き、草刈議長、私、福井先生、安念先生の 4 人参加で公開討論を行いたいということでもあります。

イコールフットィングの確保、通信販売の在り方について検討しろということで検討会が開催されたにも拘わらず、全くの平行線で議論が噛み合わず、結論を出せぬまま検討会は打ちきられてしまった。そもそも、「対面原則」と厚労省は主張していますが、これと安全性との関係が一体どういうことなのか益々分からなくなってしまった。経過措置では、離島居住者だとか、同じ薬を同一店舗で継続して使用する場合に対しては経過措置として 2 年間だけ通信販売を認めると言っているんですけども、何故、離島だけなのか、何故、同一店舗なのか、又、彼らの言う、対面原則での安全性の確保はどこへ行ってしまったのか等々、とにかく支離滅裂で論理破綻をきたしておりますので、その辺を公開討論ではっきりさせたいと考えています。昨日、厚労省側には当会議からの質問書を提出しました。来週の末、6 月 12 日の金曜日に厚労省から回答があるはずですので、それを受けて次の週に公開討論ということで進めていきたいと思っております。

○草刈議長 ありがとうございます。

続いて先ほどちょっとお話が出ましたが、福井先生から教育委員会アンケート・保護者アンケートについて御説明をお願いします。

○福井委員 資料6の調査概要のポイントを御説明申し上げます。

今回の調査は市区教育委員会と都道府県教育委員会のほぼすべてと、約2,000人強の保護者に対して、その意識や認識を探り、その違いを見ることをもねらいとして、アンケートを行ったものであります。

2ページをごらんいただきますと、学校選択制はかねてより年来の課題になっているわけですが、実際に行っている教育委員会が小学校・中学校でまだ10%強です。しかし、保護者アンケート結果では「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせて50数%、反対は「どちらかといえば反対」「反対」を合わせても10%程度で、保護者の大方はこれを望んでいるが、教育委員会の方は必ずしも積極的ではないという対比が浮き彫りになっています。

4ページをごらんいただきますと、学校評価についても非常に興味深い結果が出ておりまして、自分はもちろんと第三者が閲覧できるようにしている。児童生徒・保護者に報告していると考え教育委員会が約60%あるわけですが、保護者は、学校評価を実施していることについてすら全く知らない人たちが70%強いるということでありまして、これも非常に興味深い結果ではないかと思われまます。

更に6ページですが、学力調査結果の公表につきまして、各地で首長と教育委員会が対立するといったことが見られるわけです。これにつきましては学校ごと、要するに学校でくめられた結果であっても公表すべきではないと考える教育委員会が、市区では86%、都道府県等では65%と圧倒的多数を占めるのに対しまして、保護者の方では学校ごとの結果は公表すべきであるが約67%と、際立った対比を見せています。

ポイントは以上です。

○草刈議長 ありがとうございます。

これをベースにヒアリングとかやるんですか。

○福井主査 はい。この結果を踏まえて、文部科学省と更に議論を詰めたいと考えています。

○草刈議長 それでは、次に3番目の規制改革要望集中受付月間について、米田さんからお願いします。

○米田委員 資料7をお出しいただければと思います。あじさい月間は、今ちょうど6月で集中受付が始まっております。その前の広報周知に関しましては委員の方々、議長を始め御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

このたび6月のあじさい月間を重点的に行おうということで、資料7の2枚目にございますように、各地で経済連合会ですとかで講演活動をしたり、また、経営者協会、商工会議所、商工会連合会を回って広報活動に努めて参りました。後ほど広報の方からお話があると思いますが、今後はわかりやすい事例集をつくって、更に訴求力を高めていきたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、あじさい月間を重点として、なるべくいろいろな国民の要望を各TFが積極的に拾っていきこうということで、募集が終了する7月中旬を目途に速やかに各TF

にどういう要望があったか、どういう状況になっているかを連絡申し上げますので、できるだけその中で重要かつ必要なものにつきましては、前向きに御審議いただけたらと思っております。

また、このたびのあじさいの特徴といたしましては、前回の会議のときに御報告いたしましたように、今までは短期決戦で、要望を受け付けてから答えを出すまでが短いというのが1つの売りではございましたが、そうするとだんだん突破できないような要望ばかりが残りがちでした。要望を出している方々のキャッチボールの期間、各省庁からの答えが返ってきて、もう一回出すときの期間が短いと、反論とか実例の積み上げなどがやりにくいという要望もありましたので、今年から、この期間を長く取っております。何とかこういった改革を基に、要望の実現率を高めたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

最後に書いてございますが、先ほど諮問会議にも要請がございましたし、議長の方からもこのたびの検討事項の案ということでお示しいただきましたが、構造改革特区の連携強化につきましても、鋭意努めてまいりたいと思っております。

先ほど諮問会議の方で、地方による責任ある制度改革の推進ということで、現在、国と自治体の狭間に陥ってしまって規制改革が実態的に進まない問題を検討すべきとの提案がありました。地方分権はとても大事なものですが、やはり国民目線から見て、分権の狭間のために、いろいろ地方の規制改革が進まないということがあっては、やはりいけないと思っております。それに関しましても規制改革要望の担当としても、また、私のもう一つの立場でございます地域活性化TFの主査としても、強い問題意識を有しております。議長の要請にそって、基本ルールTFと連携をとって、よりよい提案を示していきたいと思っております。

資料7の3ページをお開きいただきたいんですが、既に申し上げたことでございますけれども、去年、一昨年に要望が出されたあじさい、もみじ案件の中で、大事と思われるものにつきましては、私ども地域活性化TFの方でもきちんと取り上げておりますので、こういったものの中から中間とりまとめに向けて、重要なものを挙げていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上です。

○草刈議長 ありがとうございます。6月いっぱい締切りですね。それから1か月经って、3か月交渉、折衝期間となっていますね。

○米田委員 それをもう少し長くしております。

○草刈議長 どのぐらいまでやるんですか。

○越智企画官 あじさい要望のスケジュールでございますけれども、最終的な本部決定は10月を目途にしております、具体的な調査審議期間としては7～9の3か月と考えております。

○草刈議長 経団連などから、新しい要望もかなりあります。ですから、せっかくこういうふうに変えたので、できるだけ各TFの主査の方あるいは委員の方に取り上げていただいて、実りあるものにしていきたいと思っておりますので、御協力のほどお願いたします。

最後になりましたけれども、広報の話について資料8を見ていただいて、安藤副主査から御説明をいただきたいと思っております。これは規制改革について皆さんにどういうものか、あるいはどう

いう意味があるのかを知ってもらうための広報ということで、よろしく申し上げます。

○安藤専門委員 木場主査の代理としてまいりました安藤です。よろしく申し上げます。

「成果事例集の作成について」ですが、現在広報TFで検討をしておりますので、その途中経過をお知らせしたいと思っております。

まず資料8の1枚目にありますように、案としては3つ考えたわけですが、それはパワーポイントの資料のような説明資料としてつくるか、もしくは案2のように冊子タイプ、ただし内製、つまり外の業者に頼んで見た目がきれいなものにするのではなく、内部でつくるもの。案3として、つくった冊子タイプのものをちゃんとパンフレットの形につくるという3つのプランがありましたが、上の日程にございますように、もし外注をするなら完成が12月になってしまうということですので、できるだけ成果事例集を活用するという観点から、案2として冊子タイプではあるが、中でつくりたいと今のところ考えております。

次のページにまいりまして、成果事例集の書き方の問題ですが、2年前ぐらい前に成果事例集のようなものを作成してはどうかという検討がなされた際には、左側にありますように制度の概要と問題点、そして改革後にどうなったかだけを書いていたようですが、もう少し皆さんにわかりやすいようにということで、そもそも規制改革の取組みについて理解していただくために、規制をすること、または規制の見直しをすることに伴うトレードオフの関係をちゃんと明記していこう、そして、取り上げるすべての成果事例に対して、同じフォーマットで話を書いていた方がわかりやすいのではないかと考えています。

次のページにまいりまして、成果事例集の構成をどのような形にするかについて検討しているわけですが、草刈議長と御相談の上で、広報TFとしては大体6個ぐらいに絞るべきだと考えております。これは余り事例が多すぎても読んでもらえないのではないかとということで、数を絞ることを考えたわけですが、議長の方からも多くて10個までだという御指示をいただいております。そして、書きぶりとして平易な表現にするべきであると思っております。これは他の専門委員の先生から出た意見ですが、中学校の教科書にあるような、読んでわかりやすい書きぶりでものをつくるべきだという考えでタスクフォースの中では一致しております。

今ここで事例を11個挙げておりますが、これらの事例はすべて仮置きのものであります。採り上げる事例をどのように選ぶのかについてですが、現時点で各TFの幹事の方々から、成果事例集にこのようなものを載せたらいいのではないかと案を挙げてもらったのが、最後の参考資料②です。この中で網かけをしてあるところが一応広報TFの中ではロジックがわかりやすいのではないかと、構成(案)に挙げさせていただいたものです。

仮置きにしたものの選択基準は、国民全体に広くメリットがあったもの、また、国民がメリットを享受していることを容易に認知できるもの、そしてトレードオフの関係やそのロジックがわかりやすいものという基準です。しかし実際に何を選ぶかということについては、委員の先生方に御検討いただければと考えております。

次に実際にどのように執筆するかについてですが、テーマを選んだ後に各TFの主査の先生方に書いていただくというのも1つの案ですが、恐らくそうすると文体が統一されないということ



と、皆さん自分のやられたお仕事にはすごい思い入れがあるということで、長くなるおそれがあるのではないかと懸念から、別の案としては広報TFでまず仮の原稿を書いてみて、各TFの先生方に確認していただくのも良いのではないかと考えています。

ここでは構成（案）として、まず「まえがき」に規制改革会議とはどういうものかを書くわけですが、その後ただ事例を並べるだけではなく、規制改革というのは何で必要なのか、どういう取組みなのかを皆さんにわかってもらうための文章を挟んでいこうと考えています。そして「はじめに」のところで挙げてある「なぜ規制改革が必要なのか」の例として、次のページに「規制改革はなぜ必要なのでしょう」と書いてあるような文章を作成してみました。ここでは先ほど申し上げたように、である調ではなくですます調の柔らかい形で、中学生でも読んでわかる文章をつくっていきたいと考えています。

あとは「はじめに」の場所で余り長くなり過ぎてもよくないですので、途中でコラムという形で、例えば規制の再検討というのはちゃんと法律で決まっている義務であるとか、コラム3で挙げているような、規制改革というのは消費者の視点に立った取組みですよ、などということ、優しい言葉で書いたものをつくっていきたいと思っています。

ここに挙げていないことでも、委員の先生方からこういう話を挟んでどうかというご意見がございましたら、御教授いただければと思っております。例えばなぜ規制の見直しを各省庁がやるのではなく、規制改革会議がやるのかという話であったりとか、公的な仕事というのは全部公務員がやらないといけないのかという話であるとか、規制改革には直接的な効果と波及効果があるというような話を、事例を挙げて書いていくといいのではないかと考えております。

以上です。

○草刈議長 ありがとうございます。本件いろいろ御意見かあると思うのですが、御意見がある方はどうぞ言ってください。福井先生、どうぞ。

○福井委員 基本的に大変結構だと思いますので、是非急いで完成品ができるようにしていただければと思います。

若干コメントですが、最初の、スケジュールの観点から余りビジュアルにしないで、業者などに任せないという点です。これも最近の印刷技術は進展しておりますし、業者でも早く、安くやるところもあるかと思っておりますので、できればやはりビジュアルで、見た方がきれいで読みやすく、迫力がある写真や絵なども混じったものがよろしいのではないかと。期間ももっと短くできるのではないかと、ということについても是非詰めていただければと思います。

もう一点、基本的な構成や考え方は大変結構だと思うのですが、世上ではときどき非常に誤解のある規制改革批判が見られるわけです。誤解に基づく規制改革の見方は、みんなを貧しくしたとか、格差をますます拡大したとか、誤解あるいは事実認識の間違いに基づく主張がときどき見られますので、そういう主張について、コラムとか、事例あるいは個別テーマの中で、丁寧に論理とデータをもって、そうではない、本当はこういう効果があった、といった、巷で見られる誤解に基づく批判についても丁寧に答えるという要素も混ぜていただくと、更に説得力が増すのではないかと思います。

○草刈議長 ほかにどなたかいらっしゃいますか。

○翁委員 この広報はすごくいいと思うのですが、もし国民とか消費者の目線で身近な疑問があれば、あじさいを通じて自分たちでそういう規制改革の要望を出せるんだというか、自分たちでアクションを起こして規制改革について要望があれば、こちらで受け付けますよという姿勢を出しておくことが大事なのではないかなと思います。

○草刈議長 福井委員、どうぞ。

○福井委員 今の点に関連してですが、あじさいも勿論大事なのですが、いつでも規制会議事務局に情報提供をしてくださいという、目安箱的な事実関係の提供を求める趣旨も入っていてもいいと思います。

○草刈議長 ほかにございますか。

安藤先生、今いろいろな人と話していると、我々はこれで最後の年なので、きちっとこういうものを出していこうということは大事だとみんな認識しているわけで、ただ、時間的制約もあって12月の終わりに出したって、何をやっているのかわからないというところもあるので、時間的制約もあるという中でどうやったらいいかと、今、翁先生からも意見があったし、いろんな方が思っていると思うので、一度委員の有志の方に集まってもらって、本件について別途議論の場を設けて意見を吸収するという場を設けたいと思っています。

せっかくだから、ちゃんといいものをつくりたいと思っていらっしゃると思うし、我々も全く思っていますので、そういうことでできるだけ有効なものをつくるべく、1回そういう場を設けて、できるだけ早くと思っています。よろしくをお願いします。

○安藤専門委員 承知しました。よろしくをお願いします。

○草刈議長 ということでよろしいでしょうか。またお声をかけますので、お時間のある方あるいは興味のある方は、是非おいでいただければと思います。

時間がそろそろ近づいてまいりましたので、本日の議論はこれで予定のマスターは終了いたしました。お三方何かございますか。

○中条委員 1つよろしいですか。既に前にもお願いをしておりましたけれども、生活基盤TFで貸金業についての意見書を用意したいと考えております。貸金業に関しては、今、経済情勢が大変悪い中で、貸金業自体が困っているということも勿論あるんですが、それよりも借りられない人がたくさん出てきて、これが経済に大変大きな影響を与えているということがあります。

本丸はそこを考えると貸金業に対する規制を考え直さないというか、余計な規制をするなということなんですけれども、まずはその第一歩としまして、いわゆる71番フラッグというものがあまして、要するに、これまで過払い請求をしたかどうかについて、それを貸金業がお金を貸したり貸さなかったりする判断のシグナルの1つにしている。このシグナルを金融庁が外せということをおっしゃっています。

しかし、そのシグナルが不要であるというきちんとした証拠を示さないで、それを外せと言うのはおかしいではないか、そういうことをまずは中心にしながら、貸金業全体について経済情勢を考えながら規制をしていくべきだということ、意見書で出したいと考えておりますので、是

非よろしくお願いいたしますというお願いです

○草刈議長 本件はまた別途あれします。

甘利大臣何かございますか。よろしければどうぞお願いします。

○甘利大臣 規制改革に取り組んで、実際にどういうメリットが国民にあったのかということが、なかなか身近な問題として理解されない。そこで成果事例集の中から国民に直接関係のある、例えばナンバーポータビリティみたいなものというのは、実際に規制改革会議が取り組んでいることで、自分にとってこういうメリットがあったということを実感していただけたと思いますので、余り専門的な特殊な分野の規制改革がこう行われたという、それも大事なんでしょうけれども、国民目線で、自分にとってこんなメリットがあったなということがよく伝わるようにしていただくと、取り組んできていることの意義、必要性というのは国民的な支持を受けると思いますので、その点によく留意をして、いわば国民は株主ですから、IRに取り組むということが大事でしょう。

○草刈議長 ありがとうございます。安藤先生もそういうおつもりでおやりになっていると思いますので、是非国民の目線でやりましょう。皆さん同じだと思いますが、1回その場でまた議論したいと思います。

それでは、これで今日の会議を終了しますが、事務局から何かございましたらどうぞ。

○吉田参事官 特にございません。

○草刈議長 では、次回の日程、それから、皆さんのスケジュール等々について逐次御連絡を事務局から申し上げますのでよろしくお願いいたします。

それでは、長時間にわたりましたけれども、今日の会議はこれで終了させていただきます。どうも長い間ありがとうございました。